

別表

建築物または建築物の部分の用途の区分	補助対象となる施設
一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿	×
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	○(*)
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	×
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	○
公衆電話所	○
郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	○
地方公共団体の支庁または支所	○
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	○
税務署、警察署、保健所または消防署その他これらに類するもの	○
工場(一般に広く開かれているものに限る。)	○(※)
危険物の貯蔵または処理に供するもの	×
マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するものまたはカラオケボックスその他これに類するもの	×
ホテルまたは旅館	○
自動車教習所	○
畜舎、堆肥舎、水産物の増殖場、養殖場(一般に広く開かれているものに限る。)	○
日用品の販売を主たる目的とする店舗	○
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)	○
飲食店、食堂または喫茶店	○
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、または学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	○
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	○
物品販売業を営む店舗以外の店舗	○
事務所	○(※)
映画スタジオまたはテレビスタジオ	×
自動車車庫	×
自転車駐車場	×
倉庫	×
劇場、映画館、演芸場または観覧場	○
公会堂または集会場	○
展示場	○
キャバレー、ナイトクラブまたはバー	×
ダンスホール	×
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	×
卸売市場	○
火葬場またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	○
農産物の生産、集荷、処理または貯蔵に供するもの	×
農産物の販売を主たる目的とする店舗	○

注1:「○」は対象、「×」は対象外とする。

注2:「*」が付してあるものは、住居部分は対象外とする。

注3:「※」が付してあるものは、延床面積500平方メートル以上の建築物に限る。